

【用語】群馬郡渋川村―渋川市 組合―ここでは文政の改革組合村をさす 代官所―岩鼻の幕府代官所 朱印―朱印地、社寺に朱印状を下付してその所領を確認した土地 除地―よけち、朱印地以外で年貢を免除された土地 作場渡シ舟―耕作地へ渡るための船 農間稼―農業の合間の生業 秣―肥料や牛馬の飼料用の草 往還―街道 六才市立―月六回の市を開催すること

【解説】幕府は天明の飢饉以降、荒廃した関東農村の治安対策として、文化二年（一八〇五）新たに関東取締出役を設置し、関八州全域を廻村させて無宿・悪党などの搜索・逮捕など、広域警察的な権限を与えた。さらに幕府は、文政十年（一八二七）「御取締筋御改革」と題する触書を発した。これは御料・私領の区別なく改革組合村を編成したものであり、関東農村に対する幕府の統一的な支配権を強化する目的があった。これによって取締出役の活動が補強され、治安維持や風俗の取締りが徹底されることになったが、合わせて幕府は取締出役を通して農間余業調査も実施した。

調査は文政から安政期まで全五回行われ、この文書は、最後の調査となった安政二年（一八五五）の寄場よせば渋川村組合二八カ村のもので、表題には「上州渋川村組合村々地頭性名其外書上帳」とある。調査内容は、寄場組合村ごとに領主名、組合高、家数、人数、朱印地、除地、神社仏閣、農間稼ぎ、産物、市日、茶屋・旅籠屋などさまざまな項目にわたり、幕末期の組合村々の概況を知るうえで貴重な史料である。なお、この調査では改革組合村の寄場役人や大小惣代、さらに質屋の調査も並行して実施された。